

第39回山形地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和5年7月4日（火）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

山形地方裁判所第1会議室外

第3 出席者

五十嵐幸弘、大石徹、太田勉、折原浩文、栗原健一、島田壮一郎、玉木康雄、中平健、古瀬隆志、八巻明美、結城義則、渡辺将和、渡辺正人（敬称略、五十音順）

（列席職員）

佐々木刑事部総括判事、出羽地家裁事務局長、遠藤刑事首席書記官、佐藤家裁事務局次長、松井地裁総務課長、小野刑事訟廷管理官

第4 議事

1 委員長の指名

出席委員の互選により、中平委員を委員長に指名した。

2 新任委員等挨拶（栗原委員、島田委員、太田委員）

3 職務代理者の指名

職務代理者として島田委員を指名した。

4 前回の山形地方裁判所委員会及び山形家庭裁判所委員会後の裁判所の取組報告

前回の第38回山形地方裁判所委員会及び第36回山形家庭裁判所委員会（議題は「裁判所におけるデジタル化について」）における委員意見等を踏まえ、山形地方・家庭裁判所が取り組んだ結果について、松井地裁総務課長が報告した。

5 議題「裁判員制度の現状と若年層への広報について」

(1) 施設見学

別館（刑事棟）に移動して、裁判員裁判で使用している法廷等の施設見学が行われた。

(2) 議題に関する基本説明（佐々木刑事部総括判事）

ア 裁判員制度の運用に関する意識調査

イ 裁判所の広報活動

(3) 意見交換、質疑応答

別紙のとおり

6 次回の予定等

(1) 次回開催日時（合同開催）

令和6年2月14日（水）午後1時30分

(2) テーマ

委員長に一任することとされた。

(別紙)

意見交換結果（主な意見）

(◎委員長、○委員、■説明者（列席職員）)

- ◎ 説明者には、各委員の職場等における広報の現状などについても適宜お伺いさせていただく。また、各委員からも、説明者からの説明に関する質問のほか、裁判員裁判で使用している施設を見学した感想などについて、自由に発言をお願いしたい。
- 学校教育を裁判員制度の周知媒体として活用すべきというのは一つの方法だと思う。裁判所をいかに感じてもらうかというために、どのように発信するのが難しい。例えば、今回お知らせいただいた小学生対象の「裁判所見学ツアー」は、やるだけではなく、その内容についてウェブサイトへの公表とか、若しくは学校に向けてチラシを配布することを検討していく必要があると思う。小学3年生から6年生までの先着20名ということだが、その方々を足掛かりにして、取組を進めていただきたい。
- 具体的に体験、参加していただいた方を対象にして、さらにニーズを掘り下げていく、明確にしていくという工夫も必要ではないかという意見をいただいた。

裁判所と同様に、法教育との連携についていろいろ腐心されているところもあると思うので、法曹関係者の方から実情など伺いたい。まず、検察庁における法教育や、その広報の取り組み状況について御説明いただきたい。
- 山形地検でも裁判所と同様に、検察庁の日頃の活動や業務内容について、市民あるいは県民の皆様の御理解をいただくという観点から、小学校や中学校にこちらから出向いて、日頃、検察官というのはどういう活動をしているのか、あるいは裁判でどういう活動をしているのかについて、実際に検察庁職員が児童・生徒の前で話をしている。また、検察庁に来てもらったときには、取調室を見学してもらったり、手錠などに実際に手で触れてもらったり、模擬的な取調べを体験してもらっている。6月に県内の小学生に検察庁に来ていただいた際にそれ

をやったところ、小学生から非常に良い感想をいただき、今後もこの活動を続けたいと思っている。

今回、アンケートの意識調査の結果を拝見し、裁判員経験者の感想として、ほぼ100%、97%の方が実際に経験してみてよかったという感想を持たれている。ただ一方で、裁判員裁判に参加する場合の不安や心配は何かというところで、一般の方には裁判が難しいものだとの感想がある。要は、裁判が始まってから最終的に判決まで裁判員として関与していくことになるが、そこに入る段階では抵抗感がありながらも、いざ入ってみると、やってよかったということになる。これは裁判所も検察庁も、できるだけ一般の方に分かりやすい、専門用語に偏らない形で、分かりやすい説明、分かりやすい証拠という形で、検察官として有罪を立証しなくてはいけない立場から証拠作りをしており、そこは御理解いただいたのだと思う。ただ、入口に立つ前の段階で、そういうことをやっているということがまだ十分に浸透していないのかなと、このアンケート結果を見て思った。これは検察庁のみならず、裁判所にも通じるころだと思う。

■ 続いて、弁護士会からも広報で今やっているところなど伺いたい。

○ 弁護士会では、従前から高校等に行って、弁護士が話をするという活動をしている。弁護士会には法教育委員会や消費者問題対策委員会などがあり、特に、成年年齢が引き下げられたことを機会として、各地の高校に行って、特に取引関係についての講義をしている。これが最近ここ二、三年、かなり多くなってきており、最近では若手の方が一生懸命であり、各地の高校に行って話をし、その後、生徒たちからアンケートを取って、その結果を委員会で報告して、次はこういうふうな話をしようとか、こういう話ぶりにしようとか、生徒に興味を持って話を聞いてもらえるようにするための委員会活動をしているようだ。

裁判員裁判というのは、私たち弁護士には非常に身近な司法改革の一環としてなされてきたが、弁護士会の場合は、裁判員裁判が始まる前から、ハワイとか香港、イタリアを視察した。陪審員を参考にしたといっても、それぞれ制度がいろ

いろいろ違う。陪審員でもアメリカ型とか欧米型とかあるし、あと参審制のイタリアとか、それらを見学、視察して、大いに違うという感想を持った。それと同時に、裁判所自体がかなりオープンであることに驚いた。イタリアでは、ピストルによる殺人事件でも我々をバーの中に入れてもらったほか、評議室や裁判長室も見せてもらった。ハワイの裁判所もかなりオープンで、人の出入りが多く、スーパーマーケットみたいな感じだったが、国民にとって裁判所が身近なものだというのが国民性としてあるのではないか。国の歴史とか国民性、日本のような島国という違いがあると思うが、日本の場合、裁判がどういうものか、司法はどういう役割をしているか、なぜ必要なのかという辺りを日常的に話したり議論するという雰囲気がない。

裁判員制度を知る媒体はテレビが一番多いというのはもったもな話だと思う。ドラマなどでかなり紹介されているので、正確に伝えることも必要だと思う。

山形県の人口は全国の約100分の1であるが、施行から現在までの全国の裁判員裁判の件数が1万6千人であるのに対し、山形は80人ぐらいで、100分の1どころかその半分であり、赴任した裁判官や検察官の方から山形は平和なところだと言われる。国民性、県民性は大きく影響していると思う。

- 裁判所の敷居の高さを下げていく工夫が必要ではないかというところで、検察庁においても小学生に、本来だったら触れることができないものを体験させるというような、距離を縮めていく工夫をされている。

調べたところ、社会保険労務士会の方でも、出前講座、公開講座といった広報活動をされているようだが、多くの申込みを受けるための工夫など伺いたい。

- 社会保険労務士会では、平成16年から学校向けの出前講座をスタートして、コロナ前までは大学、専門学校、高校とだいたい年間20校ぐらいの出前講義をしていた。大体9～10月頃に、県内の高校、専門学校、大学に対し、一斉に文書を送って、こういった出前講義を無料でするので、使用してくださいという案内文を出している。内容的には、就職を前にした生徒さんに対して、就職したら、

労働問題だったり、社会保険の問題であったり、こういった事例もあるという注意喚起ができるような内容の公開講義をしている。実際には、高校を卒業してすぐ就職するというパターンが減っているため、高校に行く出前講義が少なくなっており、今は専門学校生、大学生を中心にやっている。

同じ業界としては、年金事務所とか、クレジットカードの使い方に関する事務所があり、同様に注意を促している。学校としても年に1回ぐらいは外部講師として、社労士会を選んだり、いろんなところを選んだりしているようだ。私達も今度どう増やしていこうかということは常に頭を悩ませている。

今日裁判員裁判の施設を見学して、イメージがガラッと変わり、私も本当に参考になったので、良かったと思う。

■ 社会福祉協議会では出前講義のようなことはしているのか。

○ 私どもも出前講義をいろいろやっているが、話題については法教育までストレートに来ることはなく、むしろ高齢者が精神的にもいろいろ問題が出てきている中で、法律行為をどうやっていくか、それを介助する人がどうやって代行していくかというところから進めている。そういった基本のところ、私どもは直接の対象とはしていないが、若い人がこれから社会人になるにあたって、成年年齢も引き下げられる中で、法律行為、法律についてどういうリテラシーを持つべきかという中では、やはり教育をしていくのが大事だと思う。アンケート結果を見ても、年齢の低いところ、あるいは学生がこの意識が高いというのが出ているので、そういったところをうまく拾っていければと思った。

■ 法律行為について、消費生活センターの方では何か広報活動をしているか。

○ 私どもは出前講座という形でやっている。出前講座の場合、学校が対象だったり地域の老人クラブが対象だったりするが、まず学校に対しては、こういった講座がありますということで、チラシをお配りして、受けていただくような方向でさせていただいている。老人クラブだと、自治会等の集まりがあるので、そちらの方で講義させていただいている。

月1回、今このような悪質商法が流行っているとか、それに対しての注意点等を載せた啓発チラシを作っている。

今までは、広報誌とか、ウェブサイトのみの掲載という形にしていたが、若い方は、テレビ等によるよりも、SNSによって情報を取っているのだから、なるべくフェイスブックやラインを通じての案内に切り換えている。

もっとも、フェイスブックももう古いと、フェイスブックを使っているのは若い世代ではなくて、その上の年代で、若い方は情報をツイッターで取っているという意見も出ており、いかに若い方にその情報を伝えるかは今後の課題だと私どもは考えている。

■ いろいろなSNSの種類を挙げてもらったが、いわゆるメディアミックスといったところについての意識は、報道機関の方が一番強く持っておられると思われる。その前提として、裁判所が行っている広報活動についての意見や、今後どういったものが広報としてより効果的になっていくのかについて考えを伺いたい。

○ 基本的には、学校という裁判員の対象年齢の手前で、先ほどから出ているような裁判所訪問ツアーという取組を地道に積み重ねていくのがおそらく一番大事だと思う。ただ、報道機関として少し意見を述べると、そういう訪問ツアーであるとか、18歳、19歳の前段の学年として、小学校、中学校、高校に出向いての裁判所としての広報活動、取組自体をプレスリリースして、報道機関に事前に日時や行事の内容をきめ細かく教えていただきたい。先ほども法廷の裁判官席からの眺めは初めての体験でとても印象的であったが、そのときの率直な驚きの表情というのは積極的に公開すべきと思う。若い方たちが、裁判所に来て同じような体験をすとなれば、それぞれの報道機関がそれなりに興味関心を持って取材して、記事にするであろう。幸い、今のところ、テレビでいろいろ把握しているというのはかろうじて保っているようなので、それなりの効果はあると思う。ただ、若い方たちは今SNSの傾向が強いことは承知しているので、報道機関は、地上波の一般的なテレビニュースをやった後に、それぞれ各社のツイッターやユーチ

ューブに、すべての項目ではないが、ニュースのいくつかの項目はそのままアップしている。地上波で放送して、なおかつSNSを通じても、ある程度若年層と触れるチャンスが広がると思っている。

あと資料を見て思ったことだが、97%の方がやってよかったとの感想を持っているが、いただいた資料は、どちらかというと、未経験者対象のデータが多い。裁判員制度がスタートしてから14年が経っているので、裁判員等を経験された方に特化したデータを見たいと率直に思った。そうすると、もっと広がりが出ると思う。

- 裁判員等経験者の方については、都度集めての座談会というものを行っているので、そのときにまた是非お越しいただいて何かできるといいと思う。

国際交流の関係だと、若者の方とかいろいろ関心があるということで、垣根を越えてやっていきたいというところがあると思うが、それを維持していく工夫などあれば、伺いたい。

- 国際交流協会は、全く逆で、当協会を認知していただくのに腐心している。

資料にあるように、制度を知る主たる媒体はテレビ、新聞等の報道なので、プレスリリースを含めて力を入れている。しかし、若者はどうしてもSNSということで、私どもはウェブサイトのほか、ツイッター、フェイスブックに力を入れているが、若者に限らず、広報の周知には非常に苦労しているのが率直な現状である。裁判所の話聞いて、是非当協会にも利用させていただきたいと思う。

- 銀行協会自体としては広報活動はやっていない。ただ、出前講座のような形ものは、全国銀行協会を通じて、高校生の授業、先方の希望する項目を全銀協で受けて、その全銀協で山形に来れる場合は来るが、来れない場合は山形県銀行協会の方で代理で受けるという形でやっている。

出前講座では、全銀協から座学の形でこれやってくださいと来たものに私どもがプラスアルファして、より具体的な事例を出して説明するような形にしている。例えば、社会人になるために必要な金融の知識という形のものを全銀協の教材で

やって、それにプラスアルファして、例えばお金を借りる場合に、表面の金利のパーセントだけで安い、高いを判断しないで、いわゆる返済方式によって違うので、返済する実額で安いか高いかをちゃんと判断するようにしてくださいとか、例えば都会の大学に行って、先輩から千円で口座を作ってそれを売るアルバイトという話を聞くが、山形の高校生は、口座を売ることが犯罪だと分かっていないことがあるので、そういう具体的なものをその講座の中に入れていく。

あと私は県の消費生活審議会の委員をやっていて、5年計画を出すけど、そこでも成年年齢引き下げで様々な金融教育が必要だということで、出前講座の形でやっている。そこで、5年間の計画で何校行きますなどという計画だったので、少ないという意見を申し上げた。裁判所で見学ツアーを夏休み先着20名でやるというが、私からすれば周知として非常に少ない。もっと本腰を入れてやるのであれば、回数を何回かに分けて、例えば2時間やる所を1時間とか45分とかにして、数をこなしていくことが必要だと思う。今回この夏休みに20人やっても、なかなか20人だけでは広がらない。深くする部分と、浅く広くする部分をメリハリつけて広報していけばいいという気がする。

- J Aグループは農業をメインとしている業界である。うちの方は学校と連携して、社会科教材の学校への提供とか、農業高校生の小論文コンクール、それから中学生あるいは小学生向けの作文・図画コンクール等をしている。また、各農協では農業体験ということで、稲作体験を小学生向けに行っている。先ほど別の委員の方からマスコミとの連携という話もあったが、月に1回J Aグループで広報懇話会ということで、各社の方に来ていただき、今月はこんなことをしますというのをアピールしている。

資料の中に、裁判員裁判に期待することという質問もあったが、実際に裁判員裁判をやってこういう結果になったというのを、例えば、「裁判がより迅速になった」という数値化できるものや、経験者の感想とかを出して、こういうことをやってより良くなったとなれば、辞退者も減ると思った

- 10代、20代くらいの方への周知方法として、学校教育が一番数値的にも高いという評価が出ている。中学校の中ではキャリア教育が実施されていると思うので、教育委員会の方を通して、各中学校とかに、こういうふうに裁判所の方でも出前講座をやったり、いろいろと法廷見学とかあるから、是非キャリア教育の一環として、裁判所の方のそういう法教育について利用してはどうかというようなことを提案してもいいと思った。
- 情報は発信しているだけでは駄目で、いかにして受け取ってもらえるかということ、その時代に応じて考えていかなければならない。特に若年層はSNSというものが浸透していて、自分が欲しい情報しか取らないという状況になっていることからすると、いわばそういう狭い蛇口にこちらがいかにして水を届かせるかを考えていかなければいけないということを皆さんの話を伺っていて感じた。
- ◎ 本日いただいた貴重な御意見を、今後の裁判所の運用に活かしていきたい。

以 上